

厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格

(平成十九年五月三十一日)

(厚生労働省告示第二百一号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の二第十号、第十一号及び第十四号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格を次のように定め、平成十九年六月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。)第31条の2第10号の厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格JISK3800(バイオハザード対策用クラスIIキャビネット)に規定するバイオハザード対策用クラスIIキャビネットの規格又はこれと同等以上の性能のものとする。

第2 規則第31条の2第11号の厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格JISK3800(バイオハザード対策用クラスIIキャビネット)に規定するバイオハザード対策用クラスIIIキャビネットの規格又はこれと同等以上の性能のものとする。

第3 規則第31条の2第12号の厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格JIST8122(生物学的危険物質に対する防護服一種類及び試験方法)に規定する陽圧服の規格又はこれと同等以上の性能のものとする。

第4 規則第31条の2第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格JISB9927(クリーンルーム用エアフィルタ性能試験方法)に規定する試験方法による試験を行った場合に、JISZ8122(コンタミネーションコントロール用語)の4114に掲げる性能又はこれと同等以上の性能を有するものとする。